

V 試験規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、履修規程第 4 条、第 6 条について、試験の詳細事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 試験は、授業科目ごとに実施する。

2 試験の実施日時は、当該授業科目が終了後、担当者が決定する。

(試験の評価)

第 3 条 評価は、授業科目ごとに行う。

2 評価方法は、担当講師が決定する。

3 複数の講師で担当する授業科目においては、原則 15 時間以上で 100 点満点の試験を行う。
ただし、担当講師によっては異なる場合がある。(「授業科目評価一覧」参照)

(受験資格)

第 4 条 授業科目の評価を受ける資格は、学則 9 条の 3 の通りであるが、次の事項に該当する者は、受験できない。

2 無断欠席をした者

3 休学中の者

4 停学処分中の者

(再試験)

第 5 条 再試験とは、評価が不合格となった者に対し、改めて行う試験をいう。

2 再試験は、授業科目ごとに行う。

3 再試験は、本人の申請により担当講師が実施する。ただし、定められた期限までに申請しなかった場合は、受験できない。

4 再試験の実施日時は、担当者が決定する。

5 再試験で不合格または申請をしても受験しなかった場合は、単位未修得となる。

(遅刻・退出)

第 6 条 遅刻は、試験開始後 15 分未満とする。

2 退出は、試験開始後 35 分経過した場合に認める。

3 試験中の体調不良等による退出については、試験監督者の指示に従う。

(無断欠席)

第 7 条 試験開始後 15 分までに欠席の連絡がない場合は、無断欠席とする。

2 無断欠席をした場合は、単位未修得となる。

(レポート・実習記録の提出期限)

第 8 条 レポート・臨地実習記録の提出は、定められた日時までに提出する。

2 公欠やその他病気等で提出期限に提出できない場合は、履修規定 第 4 条・第 5 条に準ずる。規程に該当しない場合は、単位未修得となる。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、2019 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、2022 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日より実施する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日より実施する。